(2) 第２の各学年の内容の「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導については相互に関連を図り，特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。

(3) 第２の各学年の内容の〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力であり，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導と併せて，十分な指導が行われるよう工夫すること。

(4) 第２の各学年の内容の「Ａ表現」については，(1)のア及びイと，(2)は原則として関連付けて行い，(1)のア及びイそれぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際，第２学年及び第３学年の各学年においては，(1)のア及びイそれぞれにおいて，描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし，２学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。

(5) 第２の内容の「Ｂ鑑賞」の指導については，各学年とも，各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう，適切かつ十分な授業時数を確保すること。

(6) 障害のある生徒などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

(7) 第１章総則の第１の２の(2)に示す道徳教育の目標に基づき，道徳科などとの関連を考慮しながら，第３章特別の教科道徳の第２に示す内容について，美術科の特質に応じて適切な指導をすること。

２　第２の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 〔共通事項〕の指導に当たっては，生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもてるように，以下の内容について配慮すること。

ア　〔共通事項〕のアの指導に当たっては，造形の要素などに着目して，次の事項を実感的に理解できるようにすること。

(ｱ) 色彩の色味や明るさ，鮮やかさを捉えること。

(ｲ) 材料の性質や質感を捉えること。

(ｳ) 形や色彩，材料，光などから感じる優しさや楽しさ，寂しさなどを捉えること。



(ｴ) 形や色彩などの組合せによる構成の美しさを捉えること。

(ｵ) 余白や空間の効果，立体感や遠近感，量感や動勢などを捉えること。

イ　〔共通事項〕のイの指導に当たっては，全体のイメージや作風などに着目して，次の事項を実感的に理解できるようにすること。

(ｱ) 造形的な特徴などを基に，見立てたり，心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えること。

(ｲ) 造形的な特徴などを基に，作風や様式などの文化的な視点で捉えること。

(2) 各学年の「Ａ表現」の指導に当たっては，主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至る全過程を通して，生徒が夢と目標をもち，自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにすること。

(3) 各学年の「Ａ表現」の指導に当たっては，生徒の学習経験や資質・能力，発達の特性等の実態を踏まえ，生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法，材料などを選択し創意工夫して表現できるように，次の事項に配慮すること。

ア　見る力や感じ取る力，考える力，描く力などを育成するために，スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。

イ　美術の表現の可能性を広げるために，写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。

ウ　日本及び諸外国の作品の独特な表現形式，漫画やイラストレーション，図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。

エ　表現の材料や題材などについては，地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。

(4) 各活動において，互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。

(5) 互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わわせるため，適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。

(6) 各学年の「Ｂ鑑賞」の題材については，国内外の児童生徒の作品，我